

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区教育委員会は、就学管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

就学管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区教育委員会

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学管理事務
②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。 ・就学援助(要保護者医療費支払い事務) →学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務。 ・就学援助(学用品費等の支給)(独自利用) →学校教育法第十九条による就学援助事務に係る対象者の把握に関する事務。
③システムの名称	就学関係業務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の項番6及び7 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第14項 ・中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 教育委員会事務局学務課学事係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底している。 記入の誤りによりマイナンバー入りの申請書の返送を行う際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っており、さらに一連の処理の流れを体系的に整理、マニュアル化して関係者間で情報共有を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う際に使用する統合宛名について、入手及び閲覧のためにシステムにアクセスできる職員は事務取扱者に限定している。アクセスにはICカードとパスワードによる認証を必要としており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末については、使用できる職員が必要最小限となるよう個別にパスワード等を設定している。 特定個人情報を含むUSBメモリは、使用後に該当データを完全に削除するよう事務担当者内で徹底している。 以上の対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	事後	
平成28年12月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38 【提供】 項番26、87	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事後	
平成28年12月2日	I-5-②評価実施機関における担当部署 所属長	伊藤 孝志	斎藤 公一	事後	
平成28年12月2日	II-1 対象人数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年12月2日	II-2 取扱者数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年7月31日	I-5-②評価実施機関における担当部署 所属長	斎藤 公一	森下 康浩	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月31日	II-2 取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年1月21日	I-1-②	・幼稚園入園料及び保育料 →区立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する事務。	削除	事後	
平成31年1月21日	I-2	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連、区立幼稚園入園料・保育料)	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連)	事後	
平成31年1月21日	II-1 対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年1月21日	II-2 取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和2年4月24日	II-1 対象人数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月24日	II-2 取扱者数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年5月24日	II-1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年5月24日	II-2 取扱者数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事前	
令和4年7月6日	II-1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月7日	II-2 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年9月20日	II-1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年9月20日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	番号法第9条第2項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	事後	
令和6年9月18日	II-1 対象人数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II-2 取扱者数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	・番号法第19条第14項 ・中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和6年9月18日	②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。	事後	
令和6年9月18日	評価実施機関名	中央区長	中央区教育委員会事務局	事後	
令和6年9月18日	6.他の評価実施機関	中央区教育委員会	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月26日	評価実施機関名	中央区教育委員会事務局	中央区教育委員会	事後	
令和7年3月26日	IV-8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月26日	IV-8人手を介在させる作業 判断の根拠		本人からのマイナンバー取得を徹底している。 記入の誤りによりマイナンバー入りの申請書の 返送を行う際は、宛先に間違いがないか、関係 のない者の特定個人情報が含まれていないか など、ダブルチェックを行っており、さらに一連の 処理の流れを体系的に整理、マニュアル化して 関係者間で情報共有を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は十分であると考え られる。	事後	
令和7年3月26日	IV-11. 最も優先度が高いと考 えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	
令和7年3月26日	IV-11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行 う際に使用する統合宛名について、入手及び閲 覧のためにシステムにアクセスできる職員は事 務取扱者に限定している。アクセスにはICカード とパスワードによる認証を必要としており、アク セス可能な職員の名簿を年度ごとに作成するこ とで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行 うことができる端末については、使用できる職員 が必要最小限となるよう個別にパスワード等を 設定している。 特定個人情報を含むUSBメモリは、使用後に該 当データを完全に削除するよう事務担当者内で 徹底している。 以上の対策を講じていることから、権限のない 者によって不正に使用されるリスクへの対策は 十分であると考えられる。	事後	
令和8年3月11日	II-1 対象人数	2024/4/10	2025/4/1	事後	
令和8年3月11日	II-2 取扱者数	2024/4/10	2025/4/1	事後	
令和8年3月11日	I-8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	総務部総務課情報公開係	教育委員会事務局学務課学事係	事後	